

衆議院東日本大震災復興特別委員会ニュース

平成 23.11.25 第 179 回国会第 9 号

11月25日(金) 第9回の委員会が開かれました。

1 東日本大震災復興特別区域法案(内閣提出第1号)

- ・鹿野農林水産大臣、平野国務大臣(防災担当大臣・東日本大震災復興対策担当)及び後藤内閣府副大臣に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

柿澤未途君(みんな)

- ・復興庁設置法案に規定されている復興推進委員会に各政党の代表者を入れ、その決定を事実上の国会における合意とみなすことで、条例による法律の上書き権を担保することができると思うが、このような規定を同法案に盛り込む可能性はあるか。
- ・復興交付金を地方の財源となる一括交付金とせず、国の補助金とすることにこだわったのはなぜか。
- ・放射能汚染の心配がなく地域ブランドの再生にもつながる野菜・植物工場の立地を、補助金・低利融資や規制緩和等で促進することについて、鹿野農林水産大臣の見解を伺いたい。

資に使用しなかった場合に益金に算入する措置が撤退防止に役立つと考えるか。また、復興産業集積区域内から県外に撤退した企業についても同様の措置をとるのか。

高木美智代君(公明)

- ・本法案第77条では、市町村が「著しい被害を受けた地域」の復興のために復興交付金事業計画を作成できると規定されているが、これは計画を作成する場合に地域要件があるということか、平野復興対策担当大臣に考え方を伺いたい。
- ・復興交付金事業計画を早期に作成し、交付金の交付を受ける市町村に対して、計画の作成が遅れる市町村が不利益を被る懸念はないか。
- ・法案に盛り込まれなかったものを、地方自治体が新たな規制の特例措置として要望する場合の窓口はどこになるのか、伺いたい。

高橋千鶴子君(共産)

- ・地方自治体から既存企業に対する5年間の法人税還付の要望があった場合、新たな特例措置として認めることはありうるか。
- ・一度は復興産業集積区域外に転出した企業が、区域内に再進出した場合には、税制上の特例措置の対象となりうるか。
- ・新規立地促進税制について、企業が再投資準備金を再投

本ニュースは、速報性を重視した概要版として事務局において作成しているものです。
詳細な内容については会議録を御参照ください。